

パークレンジャー森林整備ボランティア活動要項

(総則)

第1条 パークレンジャー森林整備ボランティア活動要領（以下「本要領」という。）は、愛知こどもの国（以下「当園」という。）の指定管理者である特定非営利活動法人フロンティア西尾（以下「当法人」という。）が指定管理業の中で募集する森林整備ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録に関する事項及びボランティアの活動（以下「本活動」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本活動は当園の豊かな自然環境を守るためや来園者の安全対策で伐採された樹木が園内処理という名目で森林に切り捨てられたの木の幹や枝を片付け、整備の行き届いた遊歩道にすることを目的とする。

(管理)

第3条 本活動の管理は、当園の指定管理者である当法人が行うものとし、事務局は施設管理課とする。

(活動内容)

第4条 本活動の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 倒木等の除去活動
- (2) その他、目的遂行のために必要と思われる活動

(遵守・規律事項)

第5条 ボランティアは、本活動を行うにあたり次の各号を遵守するものとする。

- (1) 本活動の目的を十分理解し、本要領の内容に従い行動すること。
- (2) 法令を遵守するとともに、公の秩序または善良の風俗に反する事項を目的とする行動を行わないこと。
- (3) 当園で活動する者として、来園者（お客様）や他のスタッフに対して、当園スタッフ同様の行動をすること。
- (4) 来園者、他のボランティア、職員その他第三者に対し、迷惑行為及び差別的言動を行わないこと。
- (5) 業務上知り得た個人情報や機密情報を開示もしくは漏洩し、または本活動以外の目的に利用しないこと。

(登録)

第6条 ボランティアとして活動しようとする者は、別途応募様式を事務局に提出しなければならない。なお、満18歳以上の方を対象とする。

2 前項に規定する申し込みがあったときは、当法人は選考・決定のうえ、ボランティアとして登録する。

(登録抹消)

第7条 ボランティアは登録の取り消しを事務局に申し出て登録を取り消すことができる。

2 前項に規定にかかわらず、事務局はボランティアが次の各号の一に該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 本要領に反する行為を行った場合
- (2) その他、ボランティアとしてふさわしくない行為が認められる場合
- (3) 特段の事情がなく6カ月以上活動の申請を行っていない場合

3 前項の規定により事務局がボランティアの登録を取り消す場合は、その旨を本人に通知するものとする。

4 第2項の規定により登録を取り消した場合においても、事務局は特段の理由があると認めた場合には、ボランティアの再登録を行うことができる。

(ボランティアリーダー)

第8条 事務局は、ボランティア全員が活躍できる環境を実現するため、ボランティアの中からボランティアリーダーを募集し、選任する。

2 ボランティアリーダーの活動及び任期は、以下のとおりとする。

なお、任期満了後は再度ボランティアの中から事務局が募集し、選任する。

■リーダーとしての活動内容

- ①事務局と相談し活動日時・活動内容を決める
- ②他のボランティアをまとめ、協力して本活動を遂行すること
- ③その他本活動に必要な業務

■リーダー任期

3年

(ボランティア特典)

第9条 ボランティアは本活動の対価として、次の各号の特典を受けられる。

- (1) 倒木等の持ち帰り
- (2) 落ち葉の持ち帰り
- (3) 竹やたけのこの持ち帰り

なお、営利目的とせず、常識の範囲量とすること。

(ボランティア保険)

第10条 事務局は、本活動を行うボランティアを被保険者とする保険に加入する。

ただし、当該保険に係る費用は当園指定管理者が負担する。

2 ボランティアが第4条の本活動中若しくは本活動に付随する活動中の事故により怪我をした場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、事務局が保険適用の申請を保険会社に対して行う。

なお、保険の適用範囲は保険の契約の内容に基づくものとする。

3 ボランティア保険の内容については、別途事務局がボランティアに対し通知する。

(損害賠償)

第11条 ボランティアは、本活動において、自己の責めに帰すべき事由により当法人、当園、事務局、他のボランティア又はその他第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負う。

(免責)

第12条 当法人は、本活動に関しボランティアに生じた損害、又はボランティアが第三者に与えた損害について、当法人及び事務局の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、第9条第2項に基づく保険の適用範囲を超えて損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 ボランティア間で発生したトラブルに関して、当法人は一切責任を負わないものとする。

(本要領の変更)

第13条 当法人は、必要に応じて本要領を変更するものとする。変更後の本要領については、本要領の変更について事務局がボランティアに対し通知した日から1カ月経過した日より効力が生じるものとする。

2 ボランティアは、変更した本要領の効力が発生した後、本活動を行うこと（本活動に付随する行為を含む。）又は事務局から効力が発生した旨の通知を受けたときより、これを承諾したものとする。

(個人情報の取扱いについて)

第14条 当法人及び事務局は、ボランティアの個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を、次の各号の目的で利用することができる。

(1) 本活動の登録

(2) 本活動実施のために加入するボランティア保険手続き

2 当法人及び事務局は、前項の目的の他、個人情報を利用する際は、事前にボランティアから承諾を得るものとする。

なお、承諾を得る際、利用目的及び個人情報の引渡先を対象のボランティアに明示する。

(暴力団等の排除)

第15条 ボランティアは、暴力団、暴力団員（又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団をはじめ、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等（疑いがある場合を含む。）その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力等」という。）であってはならず、また、反社会的勢力等に加入しないこと。

なお、事務局は、ボランティアの応募者に関する情報を、警察機関等に照会することができる。

附 則 本要領は、令和6年4月1日から施行する。